

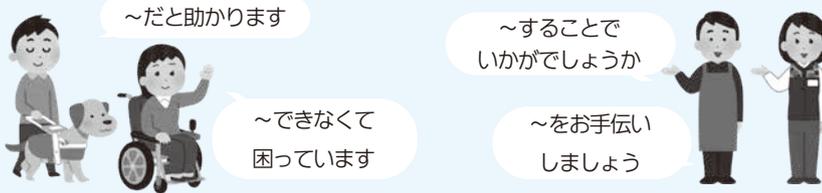
事業者の皆さま 障害者差別解消法が4月1日から変わります！

障害のある人への「合理的配慮の提供」が義務化されます 問 社会福祉課 ☎ (93) 4192

障害者差別解消法とは、障害のある人もない人も、互いにその人らしさを認め合いながら、共に生きる社会（共生社会）をつくることを目的とした法律です。令和3年に改正され、事業者による障害のある人への合理的配慮の提供が令和6年4月1日から義務化されます。

合理的配慮の提供とは？

企業や店舗などの事業者や行政機関などは、障害のある人から社会の中にあるバリア（障壁）を取り除くために、何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたときに、負担になりすぎない範囲で対応を行うこととしています。



知る

障害者の差別解消に向けた理解促進ポータルサイト



調べる

障害者差別解消に関する事例データベース



あなたの声を市政に

パブリックコメント

パブリックコメントとは

計画の内容などを公表し、皆さんから提出された意見を考慮して意思決定を行う制度です。

提出された意見とその意見に対する市の考え方や、意見を考慮して案を修正したときは、内容と理由を公表します。

閲覧方法

- 市役所すこやかセンター1階 社会福祉課窓口、日吉台出張所
8:30～17:15（土・日曜日、祝日を除く）
- とみさと市民活動サポートセンター
8:30～17:15（土・日曜日、祝日を除く）
9:00～17:00（土曜日のみ）
- 市公式ホームページに掲載

第7期富里市障害福祉計画・第3期富里市障害児福祉計画（案）

障害のある人やそのご家族が地域で安心して暮らせるよう、障害福祉サービスなどの円滑な提供を目指し、令和6年度から3年間を計画期間とする「第7期富里市障害福祉計画・第3期富里市障害児福祉計画」の策定に取り組んでいます。

この計画の案がまとまりましたので、その案を公表し、意見を募集します。

閲覧・意見募集期間

2月9日(金)～29日(木)



意見書の提出方法

意見書（様式自由）に住所・氏名・電話番号を記入し、次のいずれかの方法で提出してください。口頭、電話でのご意見はお受けできませんので、ご了承ください。

- 直接持参：市役所すこやかセンター1階 社会福祉課窓口
- FAX ○電子メール ○郵送（当日の消印有効）

問・提出先 社会福祉課

☎ (93) 4192 FAX (93) 2422

✉ fukushi@city.tomisato.lg.jp

〒286-0292（住所不要）

消費生活
相談コラム

訪問購入のトラブルが増えています

- 不用なお皿の買い取りのはずが、大切な貴金属も強引に買い取られた！ -



【相談事例1】

困っている人の役に立つと言われ訪問を承諾したが、とにかく家に上がろうとする。

【相談事例2】

断ってもしつこく勧誘され、長く話し込んで個人情報話を話してしまった。

【相談事例3】

皿だけのはずが、売るつもりのない貴金属まで強引に買い取られてしまった。

アドバイス

- 購入業者から電話がかかってきても、安易に訪問を承諾しないようにしましょう。
- 突然訪問してきた購入業者は、家に入れないようにしましょう。
- 事前に、購入業者の名称、買い取ってもらう物品の対象をしっかりと確認しましょう。
- 買い取りの勧誘を承諾していない貴金属の売却を迫られたら、きっぱり断りましょう。
- 購入業者から交付された書面をしっかりと確認しましょう。
- クーリング・オフ期間内は、購入業者に物品の引き渡しを拒むことができます。



不安に思った場合は、早めに消費生活センターに相談しましょう

問 消費生活センター

☎ (93) 5348

